兵庫県公報

平成22年9月17日 金曜日 第 2219 号

発 行 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	ページ
○ 神戸市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出(市町振興課)	1
○ 神戸市の区域内における町の区域変更(同)	1
○ 神戸市の区域内における町及び字の区域変更(同)	2
○ 神戸市の区域内における町の区域変更(同)	2
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定(疾病対策課)	2
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施(工業振興課)	3
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定(水産課)	4
○ 昭和63年兵庫県告示第1541号(漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの)の一部改 正(同)	5
○ 平成11年兵庫県告示第538号(漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域)の一部改正(同)	5
○ 平成15年兵庫県告示第683号 (漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの) の一部改正 (同)	6
○ 保安林の指定の予定通知(豊かな森づくり課)	6
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)	7
○ 景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(市街地整備課)	8
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部改正(会計課)	8
公告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(地域協働課)······	9
- 11 1 11 N A A S A A S A A S A A A A A A A A A A	11
	12
○ 神中可國囚刃∞0人刃 ○ 気に坐 ノヘエヂル1 厶口(神中可國际)	14
告 示	

兵庫県告示第953号

神戸市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成22年6月24日に確認した旨、地方自治法(昭 和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面積
神戸市中央区港島8丁目14の2の地先の公有水面埋立地	21, 178. 95 m²
神戸市中央区港島8丁目14の2の地先の公有水面埋立地	8, 478. 80 m ²

兵庫県告示第954号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260 条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

^^^^^

この届出に係る処分は、平成22年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

		変	更	前		変更	後
町			地		番	町	
菊水町10丁目	37 <i>の</i> 14	37の17				湊川町10	丁目
湊川町10丁目	28078	28の 9				菊水町10	丁 目

備考 地番は、平成22年3月10日現在の地番である。

兵庫県告示第955号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

^^^^^^

この届出に係る処分は、平成22年10月1日からその効力を生ずるものとする。 平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

					変	更	前						変	更 後
区		町		小	字		地		番			⊵	ζ	町
垂水区	名	谷	町	賀	市	3340 Ø 1 3340 Ø 3' 3386 33		3384	3384	カ1	の36 3385	西	区	学園東町7丁目
	神和	台37	[]			16の21								

上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の全部は、変更後の区域に編入する。

^^^^^

備考 地番は、平成22年1月25日現在の地番である。

兵庫県告示第956号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編入する区域		編入先の町
所 在 地	面積	//細ラベラロマント]
神戸市中央区港島8丁目14の2の地先の公有水面埋立地	21, 178. 95 m²	港島8丁目
神戸市中央区港島8丁目14の2の地先の公有水面埋立地	8, 478. 80 m²	他面の1日

備考 地番は、平成22年4月16日現在の地番である。

兵庫県告示第957号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第19条第1項の規定により、被爆者一般 疾病医療機関として次のものを指定した。

^^^^^

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名	称	開	設	者	所 在 地	指定年月日
きたむらクリ	Jニック	北村 謙介			神戸市東灘区御影 2-32-6	平成22年9月1日

オーダー薬局 御影店	有限会社 オルデン 代表取締役 藤原 勲	同 市同 区御影 2 - 32 - 10	同
阪神調剤薬局 阪神セン ター店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市同 区魚崎西町2-3-3-1F	同
うえだクリニック	植田 竜仁	同 市灘区城内通3-2-7-1 F	同
医療法人社団 玉川歯科 医院	医療法人社団 玉川歯科医院 理事長 玉川 浩	同 市中央区北長狭通3-7-3	平成22年7月1日
ひまわり薬局	株式会社 エムロード 代表取締役 金田 知彦	同 市長田区大塚町 1 - 8 - 11 プレノ 長田119 - 2	同 年8月1日
西川内科医院	西川 真司	姫路市南町5 モルティひめじ	同 年9月1日
花房内科・消化器科	花房 純弘	同 市御国野町国分寺649-8	同
あい調剤薬局 飾磨店	有限会社 エムジェイメディ カル 代表取締役 田中 覚	同 市飾磨区構 1 -71 - 2	平成22年8月1日
城内六島クリニック	医療法人社団 六翠会 理事長 六島 大	尼崎市北城内88	同 年9月1日
はらクリニック	原秀憲	同 市東難波町 5 - 7 - 20 アドニス東 難波 1 F	同
医療法人社団 仁恵会 訪問看護ステーション じんけい	医療法人社団 仁恵会 訪問 看護ステーション じんけい 理事長 石井 澄	明石市相生町2-1-25 明豊ビル2F	平成22年8月10日
耳鼻咽喉科 福武医院	医療法人社団 福武医院 理事長 福武 知重	西宮市甲子園口 2 -25-34	同 年4月2日
オレンジ薬局 甲子園店	株式会社プチファーマシスト 代表取締役 柳生 美江	同 市上鳴尾町1-8 東急ドエル・ア ルス甲子園102号室	同 年9月1日
まさい乳腺クリニック	正井 良和	芦屋市船戸町2-1-205 ラポルテ西 館2F	同
じけまち調剤薬局	株式会社メディケート 代表取締役 辻野 強志	加古川市加古川町寺家町字小門口397- 1	同
アイセイ薬局 宝塚ソリオ店	株式会社アイセイ薬局 代表取締役 岡村 幸彦	宝塚市栄町 2 - 2 - 1 ソリオ 3 - 102 号	平成22年8月1日
アイビー調剤薬局	有限会社 ウィズ・メディック 代表取締役 鈴木 さゆり	同 市南口1-8-20	同 年9月1日
大西クリニック	大西 誠	川西市新田 2 -12-6	同 年8月1日
全快堂薬局 川西店	有限会社 全快堂 代表取締役 柏木 悦徳	同 市多田桜木 2 -12-6 小野山ビル 1 F	同 年9月1日
あすなろ薬局	泉 憲政	加西市北条町古坂7-118	同 年8月1日
但馬調剤薬局 八鹿店	但馬薬剤師会協同組合 理事長 竹中 廣次	養父市八鹿町下網場396-1	同
薬局ハートランド 青木 店	株式会社イレブン 代表取締役 槌屋 茂康	南あわじ市市青木23-2	同
大地訪問看護ステーション	株式会社 大地 代表者 柚野 幸子	加古郡播磨町北本荘 3 - 6 -23-106	平成22年8月9日

兵庫県告示第958号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市、たつの市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市(吉川町を除く。)、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍栗市、加東市、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡	平成23年3月10日(木)から同月31日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日	その質量計の所在の場所

兵庫県告示第959号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第105条第1項第2号の規定による加入区(区域及び区分)を次のように定める。

^^^^^^

なお、平成15年兵庫県告示第1165号 (漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定) のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中大塩町区域 (大塩町漁業協同組合の地区)、的形区域 (的形漁業協同組合の地区)、八木区域 (八木漁業協同組合の地区)、白浜区域 (白浜漁業協同組合の地区)、飾磨区域 (飾磨漁業協同組合の区域)、大津区域 (大津漁業協同組合の地区)及び平成15年兵庫県告示第681号 (漁業災害補償法の規定に基づく共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中姫路市中部区域 (姫路市中部漁業協同組合の地区)並びに平成15年兵庫県告示第1231号 (漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中網干区域 (網干漁業協同組合の地区)の項を削る。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に規定する漁業

区域	区分
大塩町区域 (姫路市漁業協同組合の地区 のうち姫路市大塩町の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
的形区域 (姫路市漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
のうち姫路市的形町の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
八木区域 (姫路市漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
のうち姫路市木場、八家及び 東山の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
白浜区域 (姫路市漁業協同組合の地区 のうち姫路市白浜町の区域から妻鹿漁港の西船溜まりを除 く姫路市白浜町の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
17 PER 11 PER 14 2 PER 290	3 網漁具を定置して営む漁業

姫路市中部区域 (姫路市漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む 漁業
のうち姫路市白浜町妻鹿漁港 の西船溜まり、飾磨区妻鹿、 阿成、西浜橋地先及び広畑区 の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
飾磨区域 (姫路市漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む 漁業
のうち姫路市飾磨区の区域から妻鹿、阿成、西浜橋地先を除く飾磨区の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる 漁業以外の漁業
	4 網漁具を定置して営む漁業
大津区域 (姫路市漁業協同組合の地区 のうち姫路市大津区の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む 漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1 に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
網干区域 (姫路市漁業協同組合の地区 のうち姫路市網干区の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む 漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる 漁業以外の漁業
	4 網漁具を定置して営む漁業

兵庫県告示第960号

昭和63年兵庫県告示第1541号 (漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの) の一部を次のように改正 する。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の2に規定する養殖業中

「曽根町、大塩町、的形、 曽根町漁業協同組合、大塩町漁業協同組合、的形漁業協同組合、八木漁業

八木、白浜加入区 協同組合及び白浜漁業協同組合の区域

飾 磨 加 入 区 飾磨漁業協同組合の区域

大 津 加 入 区 大津漁業協同組合の区域

網 干 加 入 区 網干漁業協同組合の区域

「曽 根 町 加 入 区 曽根町漁業協同組合の区域 姫 路 市 加 入 区 姫路市漁業協同組合の区域」

に改める。

兵庫県告示第961号

平成11年兵庫県告示第538号(漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域)の一部を次のよ うに改正する。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第1号に掲げる漁業中

「八 木 加 入 区 八木漁業協同組合の区域」

を

「姫路市加入区 姫路市漁業協同組合の区域」

に、

「坂 越 加 入 区 坂越漁業協同組合の区域 赤 穂 加 入 区 赤穂漁業協同組合の区域」

を

「赤 穂 市 加 入 区 赤穂市漁業協同組合の区域」

に改め、法第125条の2に規定する養殖業中

「大 塩 町 加 入 区 大塩町漁業協同組合の区域 的 形 加 入 区 的形漁業協同組合の区域 八 木 加 入 区 八木漁業協同組合の区域 」

を

「姫路市加入区 姫路市漁業協同組合の区域」に改める。

兵庫県告示第962号

平成15年兵庫県告示第683号 (漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの) の一部を次のように改正する。

^^^^^

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の2に規定する養殖業中

「姫路市中部加入区 姫路市中部漁業協同組合の区域」

を

「姫 路 市 加 入 区 姫路市漁業協同組合の区域」 に改める。

兵庫県告示第963号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市出石町谷山字大高136の1、137から143まで、146、342から347まで、347の1、348、349、350の1、350の2、351から357まで、字黒岩144、145、147から150まで、150の1、150の2、字蔵王228の2から228の5まで、229の1、229の12、字八坂314、出石町寺町字一ノ谷238、字伯父ガタワ239、字カゴ谷240、241

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第964号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(3級基準点の復旧測量(再設))

2 作業期間

平成22年9月6日から同年10月31日まで

3 作業地域

西宮市上大市4丁目

兵庫県告示第965号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年9月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年9月17日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道 路 <i>0</i>) 🗵	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	姫路市広畑区西夢前台8丁目50から	旧	14.0から 14.0まで	16. 0	
広 畑 青 山 線	同 市広畑区西夢前台8丁目50まで	新	15.0から 26.0まで	16. 0	

兵庫県告示第966号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

^^^^^^^

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦 覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。 平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 大島興産株式会社

代表者の氏名 大 島 定 夫

住所 伊丹市梅ノ木5丁目6番11号

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 豊岡トマト

所在地 豊岡市中陰字大工621-1、622-1、623-1、624-1

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1 課

縦覧期間 平成22年9月17日から同月30日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成22年9月17日から同月30日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第967号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、三木市平田土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事業施行期間

変更前 平成16年4月30日から平成23年3月31日まで 変更後 平成16年4月30日から平成24年3月31日まで

2 変更認可の年月日

平成22年9月7日

兵庫県告示第968号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、1については平成22年10月15日から、2については平成22年11月12日から適用する。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 表但馬信用金庫の項中

	同同	豊岡東支店 豊岡西支店	豊岡市正法寺	
を 「 	同	豊岡西支店	豊岡市正法寺	
に改める。 2 表但馬信用金庫の項中 「	1			-
	同 同 引	豊岡北支店 豊岡北支店市場出 長所	豊岡市上陰豊岡市福田	
を 「 	同	豊岡北支店	豊岡市上陰	
に				

[同 竹田支店 同 糸井支店	朝来市和田山町竹田朝来市和田山町林垣	
を 「 	同竹田支店	朝来市和田山町竹田	
に改める。	<i>☆</i>	<u></u>	J

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請のあった年月日 平成22年8月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人和み
 - イ 代表者の氏名 中 島 恵美子
 - ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市小林2丁目12番27号 ベルメゾン宝塚101A号棟
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障がい者の福祉の 増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成22年8月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人関西国際ビジネス交流会
 - イ 代表者の氏名 岡 見 精 夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区琴ノ緒町3丁目3番20号 杉屋第二ビル2階201号室
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、今後国際ビジネスに活路を見出したいと考える日本の小規模事業者、グローバル化社会の中で、必要なスキルを身に付けることでより高いポジションを目指す個人、また、国際市場を視野に入れて新規に起業しようとする人たちに対して、経済活動の活性化を図る活動、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、及び海外の諸団体と日本の企業・個人との交流促進活動、また将来のパートナーシップ構築に向けた国際協力に関する事業を行い、兵庫を始め関西各地の商業の発展に貢献しつつ、夢と希望のある社会の実現に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成22年8月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人いちえ
 - イ 代表者の氏名 田 路 裕 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 姫路市夢前町新庄473番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、社会的に弱い立場におかれている人々に対して、在宅介護サービスの提供、家族や地域との関係性の回復の支援、生活の質を高めるための情報提供などに関する事業を行い、これらの活動を通じて、在宅介護サービスの利用者と相互の喜怒哀楽を共有し、地域社会を大家族のような信頼関係で

結ぶことにより、ゆっくりとした生き方の社会教育、並びに明るく自由なまちづくりの推進に寄与する ことを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成22年8月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人あんだんてKOBE
 - イ 代表者の氏名 和 泉 裕 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区桜口町3丁目3番17-604号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者・高齢者・幼児に対して音楽をとおした余暇活動の充実に関する事業を行い、 生活の質の向上ならびに子どもの健全育成や人権の擁護に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成22年8月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人日本アグリトピア
 - イ 代表者の氏名 寺 岡 義 博
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区玉津町田中88番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、食健康と農環境との関連性について調査研究を行い、安全で栄養豊かな食品を開発生産 し、不特定多数の一般市民に対する健康の向上及び健康的な人間形成の実現を図るとともに、農業体験 を通じてアグリライフを推進することにより、環境保全と循環型社会を構築し、地域の活性化と明るく 豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人SNOW ANGEL
 - イ 代表者の氏名 本 郷 由美子
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市西台四丁目6番32号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、心に傷を負った全ての人たちに対して、「聴く」「語る」「表現する」ことを通して抱えている悩みの解決や疲れた心のケアを行うとともに、相互の絆・思いやりをもとにした安全で安心な地域社会の創設に関する事業を行い、優しさと希望に満ちた平和な社会の形成に寄与することを目的とする。

- 7(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人打水会
 - イ 代表者の氏名 村 上 東 明
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市松籟荘7番16-202号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民及び学生・生徒に対して、路面側溝清掃や『打水』に関する事業を行うことで、打水清掃を通した近所付き合いの復活及び世代間の交流促進に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人フリーヘルプ
 - イ 代表者の氏名 西 本 精 五
 - ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町篠原町4番地の6
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、野宿生活者と野宿に至るおそれのある者に対して、社会的処遇の改善活動及びその自立支援に関する事業を行うことにより、協調性を養い、社会のルールの確立を図り、周辺の人々との交流を通じて、誰もが住みやすい社会の構築と社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

- 9(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ドラセナ

- イ 代表者の氏名 赤 尾 千 鶴
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区菊水町9丁目11番10号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者やその家族、その他の助けを必要とする人々に対して医療、介護、葬祭や成年後 見等に関する相談・コンサルティング・生活援助・支援等の事業を行い、高齢者の豊かで安全な老後の 生活を支援することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

^^^^

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請のあった年月日 平成22年8月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人黄河の森緑化ネットワーク
 - イ 代表者の氏名 石 嘉 成
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区下山手通2丁目12番11号 神戸華僑会館
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、日本在住の中国人と日本人並びに、その他日本在住の外国人が広くネットワークを共有しながら、黄土高原を中心に緑化活動に関する事業を行い、環境保全の普及、及び相互理解と国際親善に資することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成22年8月26日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人Art Produce & Management Network
 - イ 代表者の氏名 福 田 成 樹
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区井吹台西町5丁目7番地の8
 - エ 定款に記載された目的

本法人は、一般市民に対して、音楽、演劇、音楽物語の普及に関する事業を行うとともに、青少年が行う音楽・演劇などの活動に対する支援に関する事業を行い、併せて、これらの事業を通じてスタッフの養成を行うことにより、文化及び芸術の振興並びに青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - ② 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク
 - イ 代表者の氏名 後 藤 武
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市武庫川町1番1号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、さい帯血の採取、分離・調整、検査、保存、提供の決定、搬送、情報の管理・提供及び 普及啓発等に関する事業を行うことにより、全国の白血病等の患者を対象とするさい帯血移植の推進に 寄与するとともに、難治性疾患等の新しい治療法の実現をめざして行われる、幹細胞を用いた再生医療 に関する研究の進展に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人汎太平洋フォーラム
 - イ 代表者の氏名 合 田 清
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区脇浜海岸通一丁目5番2号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、太平洋地域の自然と人間に関する問題についての学際的な情報ネットワークに基づき、研究・研修・講演・シンポジュウムなどの事業を行い、地域社会・国際社会の学術文化の発展に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ダーナ
 - イ 代表者の氏名 西 池 匡
 - ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市寿町2番16号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な痴呆性の高齢者に対して、住民参加とそのたすけあい精神のもとに、 地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が地域の中で健やかに暮らせる地域社会づくりを 実現することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人福祉市民ネット・川西
 - イ 代表者の氏名 森 真 理
 - ウ 主たる事務所の所在地 川西市中央町8-8 アメニティ川西ビル104
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の中で自分らしく生きようとする人たちをサポートするネットワークづくり、地域住民等に対しての相談・情報提供、介護や福祉サービスに関する調査研究をはじめ、地域福祉の向上に関する事業活動を通じて、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるまちづくりや地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

- 7(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人がる
 - イ 代表者の氏名 光 岡 丈 一
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区相生町4丁目8番15号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対する自立と社会参加促進に関する事業並びに地域住民に対する市民活動の 支援に関する事業を行い、本来すべての人間がもつ尊厳、自分らしさなどの人権を確かなものとして、 障がい者福祉及び地域福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請のあった年月日 平成22年8月31日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人マザーサポートの会
 - イ 代表者の氏名 藤 井 啓 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区糀台4丁目14番地の106
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害児及びその家族に対して、その活動を援助するための事業や地域社会との交流を図る事業を行い、福祉の増進に寄与するものであることを目的とする。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^^

平成22年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市阿弥陀町魚橋字松本344番2、348番1の一部、348番5の一部

同 市阿弥陀町魚橋字下田352番の一部、352番地先水路

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市東神吉町神吉883番地の2

有限会社 エステートフルヤ 代表取締役 古 屋 智 浩

(3) 許可年月日及び許可番号

平成22年7月28日

兵庫県指令東磨(加土)(建)第1-3-2号(22高砂)

- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 小野市王子町字山ノ下96番1、105番、106番1
 - (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 村 田 隆 一
 - (3) 許可年月日及び許可番号 平成22年8月17日 兵庫県指令北播(加土)(建)第1-2-2号(22小野)